

# 令和7年度第2回文化振興審議会(R7.10.9開催) 資料1

## 次第1 文化施設の使用料の見直しについて

- ・長崎市チトセピアホール条例の一部を改正する条例
- ・長崎ブリックホール条例の一部を改正する条例

文化振興課

# 1 改正の概要

## (1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

## (2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市チトセピアホール条例	長崎市チトセピアホール
長崎ブリックホール条例	長崎ブリックホール

## 2 改正の内容

### (1) 長崎市チトセピアホール

#### ア 使用料（利用料金の基準額）の改定

区分	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時	8,632円	10,998円	19,630円	21,190円
入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時	17,264円	14,664円	31,928円	31,930円
入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時	21,580円	14,664円	36,244円	36,250円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時	10,790円	10,998円	21,788円	24,640円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時	21,580円	14,664円	36,244円	36,250円
入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時	26,976円	14,664円	41,640円	41,640円
入場料等3,142円以下、平日、9時～12時	12,948円	10,998円	23,946円	31,590円
入場料等3,142円以下、平日、13時～17時	25,897円	14,664円	40,561円	45,950円
入場料等3,142円以下、平日、18時～22時	32,371円	14,664円	47,035円	51,110円
入場料等3,142円以下、土日祝、9時～12時	16,185円	10,998円	27,183円	36,830円

## 2 改正の内容

区分	現行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
入場料等3,142円以下、土日祝、13時～17時	32,371円	14,664円	47,035円	53,700円
入場料等3,142円以下、土日祝、18時～22時	39,924円	14,664円	54,588円	60,820円
入場料等3,142円超、平日、9時～12時	17,264円	10,998円	28,262円	36,080円
入場料等3,142円超、平日、13時～17時	34,529円	14,664円	49,193円	53,020円
入場料等3,142円超、平日、18時～22時	43,161円	14,664円	57,825円	59,070円
入場料等3,142円超、土日祝、9時～12時	21,580円	10,998円	32,578円	42,100円
入場料等3,142円超、土日祝、13時～17時	43,161円	14,664円	57,825円	62,090円
入場料等3,142円超、土日祝、18時～22時	53,952円	14,664円	68,616円	71,190円

項目	現行	改正案
利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額	この表に掲げる額の4割に相当する額	この表に掲げる額の5割に相当する額

### イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

## 2 改正の内容

### (2) 長崎ブリックホール

#### ア 使用料（利用料金の基準額）の改定※一部抜粋

区分	現行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	34,676円	18,855円	53,531円	56,020円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	76,266円	25,140円	101,406円	101,410円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	90,200円	25,140円	115,340円	115,340円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	41,590円	18,855円	60,445円	64,010円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	91,561円	25,140円	116,701円	116,710円
大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	108,219円	25,140円	133,359円	133,360円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、9時～12時）	41,590円	18,855円	60,445円	83,170円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、13時～17時）	91,561円	25,140円	116,701円	133,630円
大ホール（入場料等3,142円以下、平日、18時～22時）	108,219円	25,140円	133,359円	155,260円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、9時～12時）	49,866円	18,855円	68,721円	95,410円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、13時～17時）	109,895円	25,140円	135,035円	154,090円
大ホール（入場料等3,142円以下、土日祝、18時～22時）	129,904円	25,140円	155,044円	178,830円
大ホール（入場料等3,142円超～5,238円、平日、9時～12時）	52,066円	18,855円	70,921円	90,490円

## 2 改正の内容

区分	現行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
特別室3（9～12時）	3,142円	312円	3,454円	3,460円
特別室3（13～17時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室3（18～22時）	4,190円	416円	4,606円	4,610円
特別室3（9～22時）	11,522円	1,352円	12,874円	12,880円

項目	現行	改正案
大ホール又は国際会議場の利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために大ホール又は国際会議場を利用する場合の使用料	この表に掲げる額の4割に相当する額	この表に掲げる額の5割に相当する額

### イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

### 3 使用料の再算定

#### (1) 長崎市チトセピアホール

##### ア 見直しの考え方

- ・競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の3施設（シーハットおおむらさくらホール、アルカスSASEBO中ホール、サザンクス筑後小ホール）及び近年開館した3施設（西神中央ホール、南国市交流センターMIARE、糸満市観光文化交流施設）における同種の諸室の利用料金を調査し、その平均価格を採用する。
- ・平均価格が現行価格を下回る場合は、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・いずれの場合も10円未満の端数については切り上げる。
- ・準備及びリハーサル時の利用については、上記6施設の過半数が本番時の5割としていることから、現行の4割を5割に見直す。

##### 【他都市類似施設の概要】

	シーハット おおむら さくらホール	アルカス SASEBO 中ホール	サザンクス 筑後 小ホール	西神中央 ホール	南国市交流 センター MIARE	糸満市 観光文化 交流施設
分類	県内	県内	近隣類似	近年開館	近年開館	近年開館
所在地	長崎県大村市	長崎県佐世保市	福岡県筑後市	兵庫県神戸市	高知県南国市	沖縄県糸満市
開館年月	H10年7月	H13年3月	H7年3月	R4年10月	R4年4月	R4年4月
座席数	500席	500席	505席	500席	500席	582席
設置者	市	県、市	市	市	市	市

### 3 使用料の再算定

#### (2) 長崎ブリックホール

##### ア 見直しの考え方

- ・競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の4施設（アルカスSASEBO、熊本城ホール、iichiko総合文化センター、鹿児島市民文化ホール）及び近年開館した4施設（福岡市民ホール、水戸市民会館、やまぎん県民ホール、あきた芸術劇場）における同種の諸室の使用料を調査し、その平均価格を採用する。
- ・平均価格が現行価格を下回る場合は、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・いずれの場合も10円未満の端数については切り上げる。
- ・大ホール及び国際会議場の準備及びリハーサル時の利用については、上記8施設の過半数が本番時の5割としていることから、現行の4割を5割に見直す。

##### 【他都市類似施設の概要】

	アルカス SASEBO	熊本城 ホール	iichiko 総合文化 センター	鹿児島 市民文化 ホール	福岡市民 ホール	水戸市民 会館	やまぎん 県民ホール	あきた 芸術劇場
分類	県内	近隣類似	近隣類似	近隣類似	近年開館	近年開館	近年開館	近年開館
所在地	長崎県 佐世保市	熊本県 熊本市	大分県 大分市	鹿児島県 鹿児島市	福岡県 福岡市	茨城県 水戸市	山形県 山形市	秋田県 秋田市
開館年月	H13年3月	R元年12月	H10年10月	S58年2月	R7年3月	R5年7月	R2年5月	R4年9月
座席数	2,000席	2,304席	1,966席	1,990席	2,016席	2,000席	2,001席	2,007席
設置者	県、市	市	県	市	市	市	県	県、市

## 【参考】条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

### (1) 長崎市チトセピアホール

#### ア 附属設備使用料

##### (ア) 見直しの考え方

- ・競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の3施設（シーハットおおむらさくらホール、アルカスSASEBO中ホール、ザンクス筑後小ホール）及び近年開館した3施設（西神中央ホール、南国市交流センターMIARE、糸満市観光文化交流施設）における同種の附属設備の利用料金を調査し、その平均価格を採用する。
- ・いずれの施設においても同種の附属設備が確認できない場合は、現行価格据え置きとする。
- ・平均価格が現行価格を下回る場合においても、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・いずれの場合も10円未満の端数については切り捨てる。

##### (イ) 附属設備使用料の改定※一部抜粋

区分	現 行	改正案
ボーダーライト	1,079円	1,070円
フットライト	534円	530円
アップホリゾントライト	1,288円	1,840円
ロアホリゾントライト	639円	1,460円
シリングスポットライト（8台以上）	3,237円	3,230円

## 【参考1】条例施行規則で制定するもの

附属設備使用料と減免については、条例に基づき、規則に制定する。

### (2) 長崎ブリックホール

#### ア 附属設備使用料

##### (ア) 見直しの考え方

- ・競合施設との競争性の担保の観点から、県内及び近隣類似都市の4施設（アルカスSASEBO、熊本城ホール、iichiko総合文化センター、鹿児島市民文化ホール）及び近年開館した4施設（福岡市民ホール、水戸市民会館、やまぎん県民ホール、あきた芸術劇場）における同種の附属設備の使用料を調査し、その平均価格を採用する。
- ・いずれの施設においても同種の附属設備が確認できない場合は、現行価格据え置きとする。
- ・平均価格が現行価格を下回る場合においても、歳入確保の観点から現行価格据え置きとする。
- ・いずれの場合も10円未満の端数については切り捨てる。

##### (イ) 附属設備使用料の改定※一部抜粋

区分	現 行	改正案
<大ホール>		
舞台器具		
所作台（花道用除く）	10,476円	10,470円
花道用所作台	4,085円	4,080円
開帳場	1,780円	1,780円

## 【参考1】条例施行規則で制定するもの

### (1) 長崎市チトセピアホール

#### イ 減 免

##### (ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催する文化活動の振興に資する行事に利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%

## 【参考1】条例施行規則で制定するもの

### (イ) 方針に基づく施策推進適用分

項目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する市民文化団体が、練習のため、ホールのステージを空き時間に利用するとき	減免率70%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために利用するとき	減免率40%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。

### (ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	市長が別に定める額

# 【参考1】条例施行規則で制定するもの

## (2) 長崎ブリックホール

### イ 減 免

#### (ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催する芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事に利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%

#### (イ) 方針に基づく施策推進適用分

項目	現 行	改正案	考え方
本市に登録する市民文化団体が、練習のため、大ホール及び国際会議場のステージを空き時間に利用するとき	減免率70%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために利用するとき	減免率40%	減免率50%	市の芸術文化の振興に寄与するため、使用料を半額減免するもの。

## 【参考1】条例施行規則で制定するもの

### (ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	市長が別に定める額

### ※公会堂廃止時の附帯決議について

平成26年度末の公会堂廃止後、市民の芸術文化活動を支援するため、平成27年4月1日利用分から新たな文化施設が開館するまでの間は、長崎ブリックホール（大ホール及び楽屋）において、公会堂利用との価格差が生じないように使用料の減免を行っている。今回の見直し後もその取扱い及び減免率は継続し、見直し後の料金から見直し後の料金に減免率(次ページ表参照)を乗じた額を除いた料金が実際の使用料となる。

<例>本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために大ホールを平日の9時～12時に利用するときにおいて、入場料なしの場合→減免率62%

	現 行	冷暖房	現行+冷暖房	改正案
通常の使用料	34,676円	18,855円	53,531円	56,020円
公会堂廃止時の附帯決議による減免後の使用料	$34,676\text{円} \times 62\% = 21,499\text{円}$ $34,676\text{円} - 21,499\text{円}$ $= \underline{\underline{13,177\text{円}}}$	18,855円	$13,177\text{円} + 18,855\text{円}$ $= \underline{\underline{32,032\text{円}}}$	$56,020\text{円} \times 62\% = 34,732\text{円}$ $56,020\text{円} - 34,732\text{円}$ $= 21,288\text{円}$ $\underline{\underline{21,290\text{円}}}$

## 【参考1】条例施行規則で制定するもの

### 公会堂廃止時の附帯決議による減免率

	大ホール 入場料 徴収なし	大ホール 入場料 3,142円 以下	大ホール 入場料 3,142円超 5,238円 以下	大ホール 入場料 5,238円 超	楽屋 5部屋 以上 (4部屋 まで 100%)
・本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	87%	89%	91%	93%	80%
・本市に登録する市民文化団体が練習のため大ホール及び国際会議場のステージを空き時間に利用するとき ・本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、その目的達成のために施設を利用するとき	81%	84%	87%	90%	70%
・本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために施設を利用するとき ・本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき ・本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物を行うために利用するとき	62%	68%	74%	80%	40%